

地方税の徴収猶予のご案内

町税は定められた納期限までに納税していただくことが定められていますが、**災害、病気、事業の休廃止等**により、町税を一時に納税することができないと認められる場合は、徴収猶予の申請ができます。(以下、これを「**猶予(従来分)**」といいます。)

徴収猶予が認められた場合、納期限から1年以内の期間に限り、徴収が猶予され、分割等による町税の納税ができます。

このたび国において地方税法が改正され、**新型コロナウイルスの感染症や、そのまん延防止のための措置の影響で収入が減少した場合に限り**、より有利に徴収猶予を受けられる制度ができました。(以下、これを「**猶予(特例分)**」といいます。)

猶予(従来分)と猶予(特例分)には次のような違いがあります。

猶予(特例分)に該当する可能性がある方については、すでに猶予(従来分)の申請をされた方でも申請をすることができます。

	猶予(従来分)	猶予(特例分)
猶予が認められる基準	災害、病気、事業廃止等により、一時に納付が困難であること	新型コロナウイルスの感染症や、そのまん延防止のための措置の影響により ①令和2年2月以降の任意の月で収入が前年比20%程度減少 ②一時に納付が困難であること
延滞金の免除	基本的に2分の1が上限 (災害の場合など、一定要件に該当する場合は全額免除)	全額免除
担保の提供	基本的には必要 (猶予をする税額が100万円以下の場合など、一定要件に該当する場合は不要)	不要
猶予が出来る期間	納期限の翌日から1年以内	
対象となる税金	全ての地方税	納期限が令和2年2月1日から令和3年2月1日までに到来するもの(したがって、令和2年度固定資産税第4期分などは対象外(※))
猶予の延長・変更	最初の申請と合わせ2年以内であれば変更・延長可能	変更・延長不可 (計画の変更ができませんので、納付計画を十分にご検討ください)

※同じ税金でも、年度や期別ごとに猶予(従来分)と猶予(特例分)を合わせて申請することができます。